

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人長崎大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員給与規程において、本給月額額は経営協議会の議を経て、また、期末特別手当の額は役員ごとの業績に応じて経営協議会の議を経て、これを変更できることとしている。

長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的發展に貢献することを理念としており、学長のリーダーシップの下に、これまでの8学部、7研究科、2研究所及び附属病院に加え、多文化社会学部の平成26年度設置に向けた準備を着実に終わるとともに、熱帯医学・グローバルヘルス研究科(仮称)の平成27年度設置に向けた準備を順調に進めている。そうした中で、本学の学長は、職員数約2,500人の法人の代表として、大学における業務を統括し、経営責任者と教学責任者としての職務を同時に担っている。

本学では、法人化前の国家公務員指定職俸給表を踏まえて学長の報酬月額を定めている。学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化以前と同等以上であるが、報酬月額については法人化以前より抑制している。また、学長を含む役員報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較して、その水準以下にある。事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

以上、上記学長の職務内容・職責及び民間企業、法人化以前の報酬水準との比較を踏まえると、学長の報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成25年度における給与の減額率を見直し、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律を参考として、給与の臨時特例として平成25年4月からは9.77%の減額率で給与の減額支給を行った。

理事

法人の長に準ずる。

理事(非常勤)

該当者なし。

監事

法人の長に準ずる。

監事(非常勤)

法人の長に準ずる。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,699	千円 11,215	千円 4,110	千円 374 (地域手当)			
A理事	千円 5,750	千円 4,137	千円 1,434	千円 126 (地域手当) 53 (通勤手当)		9月30日	
B理事	千円 11,652	千円 8,250	千円 3,023	千円 275 (地域手当) 104 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 11,547	千円 8,249	千円 3,023	千円 275 (地域手当)			
D理事	千円 11,547	千円 8,249	千円 3,023	千円 275 (地域手当)			
E理事	千円 10,997	千円 8,249	千円 2,449	千円 275 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		
F理事	千円 11,772	千円 7,633	千円 2,873	千円 502 (地域手当) 8 (広域異動手当) 756 (単身赴任手当)	4月1日		◇
A監事	千円 10,976	千円 7,677	千円 2,805	千円 233 (地域手当) 261 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 3,291	千円 3,291	千円 ()				

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計金額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する常勤役員に支給しているものである。

注3:「広域異動手当」とは、人事交流により本学の常勤役員となった場合において、事業所間の距離及び住居と事業所との距離が60km以上のとき、異動の日から3年間(3%~6%)支給される手当である。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)を示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月				
理事	千円	年 月				
監事	千円	年 月				

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づく総人件費改革の削減目標額(平成23年度 15,934百万円)を堅持する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国から運営費交付金が措置されていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、社会一般の情勢に適合した適性な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、賞与時期(6月・12月)における支給割合の増減を行うほか、昇給の区分(号俸数)を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績に応じ、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階で上位の号俸に昇給させることができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格	昇格:勤務成績が良好で、かつ本学が定める基準を満たす者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定を参考として、本学も同様に次のような改正を行った。

○給与の臨時特例に関する措置

(職員について)

○附属学校教員及び病院医療技術職員を除く職員

- ・本給表関係の措置の内容:減額率を、国の減額率の同じとした。行政職本給表(一)2級以下(▲4.77%)、3級から6級まで(▲7.77%)、7級以上(▲9.77%)、行政職本給表(二)3級以下(▲4.77%)、4級以上(▲7.77%)、海事職本給表(一)2級以下(▲4.77%)、3級から5級まで(▲7.77%)、6級以上(▲9.77%)、海事職本給表(二)3級以下(▲4.77%)、4級以上(▲7.77%)、教育職本給表(一)2級以下(▲4.77%)、3級及び4級まで(▲7.77%)、5級(▲9.77%)
- ・期末手当は当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた。
- ・勤勉手当は当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた。
- ・期末特別手当は当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた。

・実施期間:平成25年4月1日～平成26年3月31日

○附属学校教員

- ・本給表関係の措置の内容:教育職本給表(二)2級(大卒12年未満)以下(▲4.77%)、2級(大卒12年以上)から4級まで(▲7.77%)、教育職本給表(三)2級(大卒12年未満)以下(▲4.77%)、2級(大卒12年以上)及び特2級以上(▲7.77%)

・教職調整額についても、本給表の減額率を乗じた額を減額

・実施期間:平成25年7月1日～平成26年3月31日

・国と異なる措置の概要:期末手当及び勤勉手当は減額の対象としない。

○病院医療技術職員

・雇用確保が困難なことから減額支給の対象外としている。

(役員について)

○本給表関係の措置の内容:

- ・本給月額から、本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた。
- ・非常勤役員に対する非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当の月額から、非常勤役員手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた。

○諸手当関係の措置の内容:

・地域手当、広域異動手当、期末特別手当は、それぞれの手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた。

○実施期間:25年4月～26年3月

○高齢職員の昇級抑制

○55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇級しないこと、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給幅を抑制した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	2220	42.2	5,880	4,447	46	1,433
事務・技術	434	41.8	4,907	3,729	62	1,178
教育職種 (大学教員)	887	48.2	7,425	5,576	39	1,849
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	618	34.8	4,607	3,524	41	1,083
技能・労務職種	18	56.6	5,068	3,856	59	1,212
海事職種	16	45.9	6,543	4,923	0	1,620
海技職種	14	48.6	5,587	4,254	0	1,333
教育職種 (附属学校高校教員)	20	45.6	7,107	5,312	91	1,795
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	50	39.7	6,196	4,666	50	1,530
医療職種 (病院医療技術職員)	162	36.2	4,684	3,573	58	1,111
その他	1					

在外職員	6	51.5	10,181	8,864	0	1,317
------	---	------	--------	-------	---	-------

再任用職員	16	62.9	3,342	2,846	49	496
事務・技術	6	63.3	3,079	2,632	50	447
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	2					
海技職種	3	61.8	3,342	2,867	0	475
教育職種 (附属高校教員)	2					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	95	36.6	3,147	2,608	60	539
事務・技術	42	39.5	3,037	2,291	82	746
教育職種 (大学教員)	5	33.1	4,761	3,607	18	1,154
医療職種 (病院医師)	31	29.9	2,892	2,892	19	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	13	41.3	3,370	2,560	114	810
医療職種 (病院医療技術職員)	4	48.8	3,531	2,639	31	892

注1: 【常勤職員】には、【在外職員】及び【再任用職員】を含まない。

注2: 「教育職種(大学教員)」には、診療行為を行う教育職員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、実験助手、調理師、守衛等の業務を行う職種をいう。

注4: 「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、一等航海士等の業務を行う職種をいう。

注5: 「海技職種」とは、船舶の甲板長、操機長、司厨長等の業務を行う職種をいう。

注6: 「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員をいう。

注7: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」とは、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校の教員をいう。

注8: 【常勤職員】の「その他」とは、病院以外に勤務する保健師をいう。

注9: 【常勤職員】の「その他」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

注10: 【再任用職員】の「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院看護師)」、「技能・労務職種」、「教育職種(附属高校教員)」及び「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

注11: 【任期付職員】は、該当者なしのため記載を省略した。

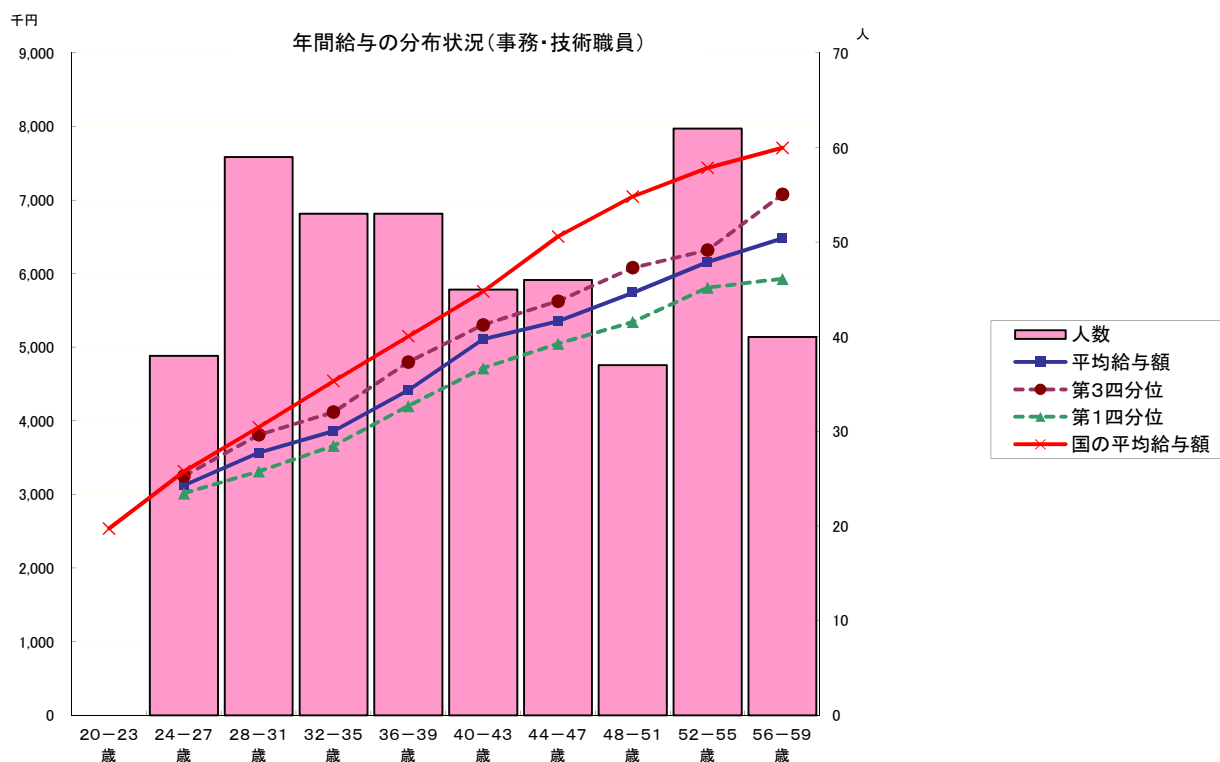
【年俸制適用者】

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	40.9	5,865	5,865	37	0
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	3	36.5	6,813	6,813	0	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	2					

注1: 【年俸制適用者】の「その他」とは、戦略職員をいう。

注2: 【年俸制適用者】の「その他」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

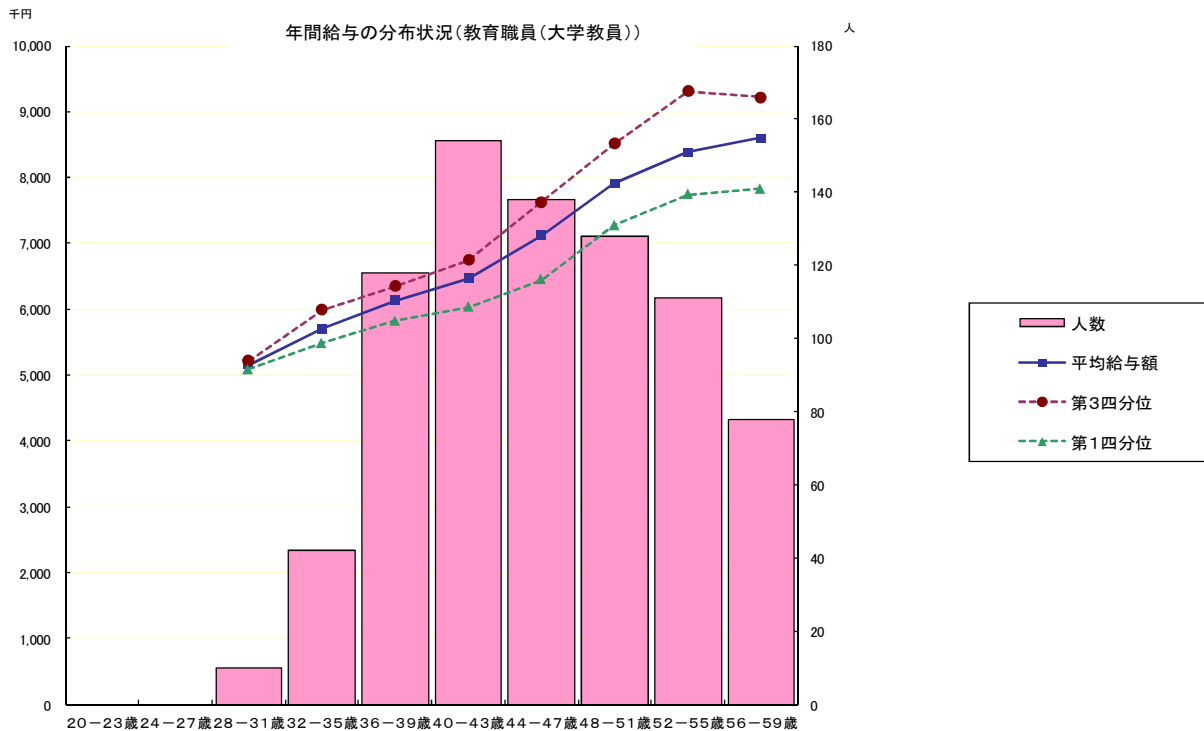
注2: 「四分位」とは、ばらつきを度合を示す指標である。

「第1四分位」とは、年齢別の年間給与額を小さい順に並べたときの小さい方から25%目の額、「第3四分位」とは、小さい方から75%目の額とする。

注3: 年齢20～23歳の該当者はいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	56.8	7,078	7,873	7,873	8,450	
課長	29	53.9	6,796	7,075	7,075	7,441	
課長補佐	35	51.3	5,865	6,027	6,027	6,240	
係長	137	47.4	4,999	5,468	5,468	6,012	
主任	76	40.7	4,169	4,623	4,623	5,105	
係員	151	32.2	3,208	3,569	3,569	3,835	



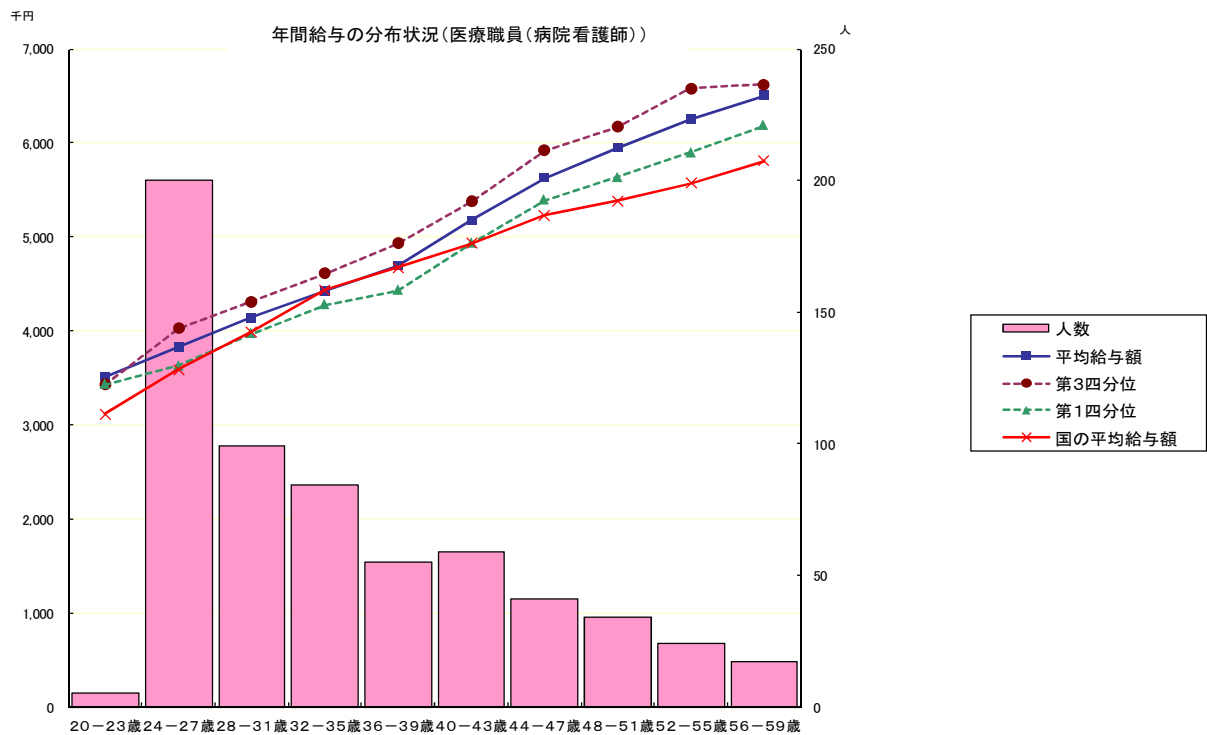
注: 年齢20~27歳の該当者がいないため、年間給与に関する折れ線は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
	人	歳		千円	千円		千円
教授	294	55.6	8,306	8,941	9,462		
准教授	227	47.2	6,878	7,285	7,774		
講師	81	47.2	6,559	6,909	7,228		
助教	282	41.6	5,734	6,004	6,298		
助手	2	-	-	-	-		
教務職員	1	-	-	-	-		

注1: 助手は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2: 教務職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	53.0	—	—	7,166	—	—
看護師長	31	51.5	6,146	—	6,351	6,621	—
副看護師長	78	46.4	5,341	—	5,677	6,025	—
看護師	504	31.8	3,848	—	4,256	4,558	—

注1:看護部長は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3分位は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な職位		係員	主任	主任・係長	係長・補佐	補佐・課長	課長・部長	部長	部長・局長	局長
人員(割合)	434人	63人 (14.5%)	106人 (24.4%)	139人 (32.0%)	87人 (20.0%)	22人 (5.1%)	15人 (3.5%)	2人 (0.5%)	(%)	(%)
年齢(最高～最低)		51～24歳	53～26歳	66～35歳	59～41歳	59～41歳	59～48歳	～歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,208～2,086千円	3,944～2,313千円	4,369～2,830千円	5,261～3,907千円	6,539～4,231千円	6,524～5,294千円	～千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		4,156～2,721千円	5,120～3,016千円	5,811～3,799千円	6,877～5,229千円	8,165～5,823千円	8,499～6,961千円	～千円	～千円	～千円

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手・助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	887人	1人 (0.1%)	284人 (32.0%)	82人 (9.2%)	226人 (25.5%)	294人 (33.1%)
年齢(最高～最低)		～歳	64～28歳	61～32歳	64～31歳	76～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	5,859～3,398千円	6,548～4,397千円	7,267～3,648千円	9,066～5,088千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	7,321～4,483千円	8,600～5,929千円	9,404～4,926千円	11,941～6,894千円

注:1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	618人	(%)	504人 (81.6%)	78人 (12.6%)	32人 (5.2%)	3人 (0.5%)	1人 (0.2%)	(%)
年齢(最高～最低)		～歳	56～23歳	58～32歳	58～41歳	57～50歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,412～2,537千円	4,994～3,222千円	5,048～4,153千円	5,485～5,365千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	5,896～3,285千円	6,595～4,353千円	6,772～5,601千円	7,526～7,208千円	～千円	～千円

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 65.7	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 34.3	% 35.4
	最高～最低	% 52.3～32.7	% 46.5～30.2	% 46.8～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.6	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.4	% 34.7
	最高～最低	% 43.9～31.9	% 41.1～29.0	% 41.6～30.5

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.6	% 63.3	% 61.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.4	% 36.7	% 38.5
	最高～最低	% 49.9～33.3	% 46.5～30.8	% 48.1～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.0	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.2
	最高～最低	% 49.5～31.4	% 46.0～29.0	% 47.7～30.1

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.6	% 60.3	% 58.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.4	% 39.7	% 41.5
	最高～最低	% 45.2～39.2	% 41.8～31.9	% 43.4～38.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 67.4	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 32.6	% 33.8
	最高～最低	% 43.9～31.9	% 41.1～29.5	% 42.5～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政(一))	85.3
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)	95.2

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))	93.1
------------------------	------

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三))	105.4
対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))	99.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.3	
	参考	地域勘案	91.9
		学歴勘案	85.5
		地域・学歴勘案	92.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.7% (国からの財政支出額 22,372百万円、支出予算の総額 56,355百万円:平成25年度予算)		
	【検証結果】 (法人の検証結果) 本学における平成25年度の国からの財政支出額は223億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、7研究科、2研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。		
	(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
	【累積欠損額について】 なし		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	105.4	
	参考	地域勘案	105.0
		学歴勘案	106.1
		地域・学歴勘案	105.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	病院看護師については、雇用確保が困難なことから、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく給与の減額支給の対象外としたことによるもの。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.7% (国からの財政支出額 22,372百万円、支出予算の総額 56,355百万円:平成25年度予算)		
	【検証結果】 (法人の検証結果) 本学における平成25年度の国からの財政支出額は223億円となり、ガイドラインによる国の財政支出規模の大きい法人(支出額100億円以上)に該当することとなるが、本学の規模(8学部、7研究科、2研究所及び附属病院)、対国家公務員指数、他国立大学法人指数等を勘案した結果、給与水準は適切と思われる。		
	(主務大臣の検証結果) 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
	【累積欠損額について】 なし		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮し、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.5

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,424,148	千円 13,809,563	千円 (%) △385,415 (△ 2.8)	千円 (%) △1,399,126 (△ 9.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,390,172	千円 1,433,025	千円 (%) △42,853 (△ 3.0)	千円 (%) △156,813 (△ 10.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,873,535	千円 7,185,327	千円 (%) 688,208 (9.6)	千円 (%) 1,832,629 (30.3)
福利厚生費 (D)	千円 2,793,302	千円 2,638,194	千円 (%) 155,108 (5.9)	千円 (%) 362,421 (14.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 25,481,157	千円 25,066,109	千円 (%) 415,048 (1.7)	千円 (%) 639,111 (2.6)

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因

①給与、報酬等支給総額

平成24年度に比べ2.8%減となっているのは主に次の要因による。

- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく減額率について、平成23年度は国の減額率の60%としていたものを、平成25年度は国と同じ減額率としたことによる減(医療技術職員を除く)
- ・55歳を超える職員の昇給を抑制したことによる減

②最広義人件費

平成24年度に比べ1.7%増となっているのは主に次の要因による。

- ・有期雇用看護師等の増加による非常勤役職員等給与の増

2. 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、25年1月から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、支給水準の引き下げを実施した。

・役員に関する講じた措置の概要:退職手当の額は、役員としての在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。ただし、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする経過措置を定めた。

・職員に関する講じた措置の概要:退職日本給月額×退職理由別・勤務年数別支給率を100分の104から100分の87に引き下げるとともに、平成25年1月1日から同年9月30日までの間における調整率を100分の98とし、同年10月1日から平成26年6月30日までの間における調整率を「100分の92」とする経過措置を定めた。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし